羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業実施要綱

制　　定　平成27年　3月27日
最近改正　令和8年　5月1日

（目的）

第1条　この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業の介護予防事業等として行う、きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者が介護支援サポーター活動を通して地域貢献することを奨励し、かつ支援し、もって高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防といきいきした地域社会づくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　介護支援サポーター　第7条第3項の規定により登録を受けた者をいう。

(2)　介護支援サポーター活動　第9条第2項又は第10条第2項に掲げる活動のうち、受入機関等又は居宅等において行う無償の支援活動であって、ポイントの付与の対象となる活動をいう。

(3)　受入機関等　第9条第1項に規定する介護施設等のうち、同条第3項の規定による登録を受けたものをいう。

(4)　評価ポイント　介護支援サポーター活動の実績に応じて付与するポイントをいう。

(5)　きらプロ手帳　介護支援サポーターが受入機関等において行った介護支援サポーター活動の実績、付与された評価ポイントその他必要事項の管理のため介護支援サポーターに交付する手帳をいう。

（基本方針）

第3条　事業は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2　事業の実施に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

3　事業の運営に当たっては、次に掲げる効果を上げることができるよう配慮しながら行わなければならない。

(1)　地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。

(2)　社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。

(3)　要介護高齢者等に対する介護支援サポーター活動に関心が高まること。

(4)　介護給付費等の抑制につながること。

(事業内容)

第 4 条　事業は、介護支援サポーターが行った介護支援サポーター活動の実績を評価(以下「評価」という。)した上で、評価ポイントを付与し、介護支援サポーターの申出により、評価ポイントを換金した介護支援サポーター事業転換交付金(以下「転換交付金」という。)を交付することにより行うものとする。

(実施主体等)

第 5 条　事業の実施主体は、羽曳野市とする。ただし、市長は、事業の実施に当たり、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができる。

2　前項の規定により、委託を受けたもの(以下「管理機関」という。)が行う業務は、次のとおりとする。

(1)　事業の普及啓発に関すること。

(2)　介護支援サポーターの申請、登録及びきらプロ手帳の交付に関すること。

(3)　介護支援サポーターの研修に関すること。

(4)　介護支援サポーター活動の支援及び普及啓発に関すること。

(5)　介護支援サポーターと受入機関等及び受入者との調整に関すること。

(6)　評価ポイントの付与及び管理に関すること。

(7)　第 1 号から第 6 号までに掲げる業務に付随する業務に関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(事業の対象者)

第 6 条　介護支援サポーターの対象者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、かつ、法第 9 条第 1 号に規定する第一号被保険者とする。

（介護支援サポーターの登録）

第７条　介護支援サポーター活動を行おうとする者は、申請書を提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該提出をした者に対し、所定の研修を受講させるものとする。

３　市長は、前項の研修を修了した者を介護支援サポーターとして登録（以下「サポーター登録」という。）するものとする。

４　前項の登録を受けた介護支援サポーターは、介護支援サポーター活動にあたり、市長が別に定めるボランティア活動保険に加入しなければならない。

５　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポーター登録を抹消するものとする。

（１）　本人から登録の抹消の申出があったとき。

（２）　第６条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

６　市長は、介護支援サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、サポーター登録を抹消することができる。

（１）　虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたとき。

（２）　介護支援サポーター活動に関し重大な事故又は不適切な行為があり、改善の指導に従わないとき。

（３）　きらプロ手帳、評価ポイント又は転換交付金の取得に関し不正があったとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が介護支援サポーター活動者として不適当と認めるとき。

（きらプロ手帳の交付等）

第８条　市長は、サポーター登録をした者に対し、きらプロ手帳を交付するものとする。

２　介護支援サポーターは、前項の手帳の交付を受けた後でなければ、介護支援サポーター活動を行うことはできない。

（受入機関等の登録）

第９条　次の各号のいずれかに該当する施設（以下「介護施設等」という。）の管理者又は代表者は、受入機関等として登録を受けようとするときは、申請書を提出しなければならない。

（１）　本市内の介護サービス事業所

(2)　本市内の介護予防事業を実施する機関

(3)　本市内の幼稚園、認定こども園及び保育園

(4)　その他市長が介護支援サポーター活動することが適当と認める施設

2　受入機関等における介護支援サポーター活動は、次に掲げるものとする。

(1)　お茶出し、洗濯物の整理等の受入機関等の運営に係る補助

(2)　受入機関等に入所している者等との談話

(3)　その他市長が介護支援サポーター活動として適当と認める活動

3　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を当該提出をした者に通知するものとする。

4　市長は、受入機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1)　第1項各号に掲げる施設に該当しなくなったとき。

(2)　第3項の登録の抹消の申出があったとき。

5　市長は、受入機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、第3項の登録を抹消することができる。

(1)　虚偽又は不正な手段により登録を受けたとき。

(2)　本事業の実施に関し不正な行為を行ったと認められるとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が介護支援サポーターの受入施設等として不適当と認めるとき。

6　市長は、第3項の登録を抹消したときは、その旨を当該受入機関等に通知するものとする。

(受入者の登録)

第10条　受入者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、登録を受けたものとする。

(1)　居宅において常時一人で生活する65歳以上の者

(2)　居宅において生活する65歳以上の者で構成される世帯に属する者

(3)　その他市長が必要と認める者

2　受入者に対する介護支援サポーター活動は、概ね1時間以内で行われる活動であって、次に掲げるものとする。

(1)　受入者の居宅において行う談話等

(2)　受入者の外出の付き添い

(3)　ごみ出しその他の日常生活における軽微な家事の補助として市長が定める活動

3　受入者としての登録を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

4　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を当該提出をした者に通知するものとする。

5　市長は、受入者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1)　第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2)　本人から登録の抹消の申出があったとき。

6　市長は、受入者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4項の登録を抹消することができる。

(1)　虚偽又は不正な手段により登録を受けたとき。

(2)　本事業の実施に関し不正な行為を行ったと認められるとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が介護支援サポーターの受入者として不適当と認めるとき。

7　市長は、前項又は第5項の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該受入者に通知するものとする。

(評価ポイント)

第11条　評価ポイントは、きらプロ手帳に押印された活動確認スタンプ又はきらプロ手帳への受入者による署名若しくは押印のそれぞれ1個につき、1ポイントとする。

2　評価ポイントは、次年度以降に繰り越すことができない。

3　介護支援サポーター活動の実績及び評価ポイントは、第三者に譲渡することはできない。

4　評価ポイントは、前年度の活動実績について、手帳に押印されたスタンプの数に応じて、付与することができる。

(受入機関等における評価)

第12条　受入機関等は、介護支援サポーターが介護支援サポーター活動を行ったときは、当該介護支援サポーターが行った介護支援サポーター活動の時間及び内容を評価するものとする。

2　前項の評価は、次の各号に掲げる介護支援サポーター活動を行った時間の区分に応じ、当該各号に定める単位により行うものとする。ただし、介護支援サポーターが1日に受けることができる前項による評価は、2ポイントを限度とし、同一の受入機関等においては1度までとする。

(1)　30分以上1時間30分未満　1ポイント

(2)　1時間30分以上　2ポイント

3　受入機関等は、第1項の評価をしたときは、評価ポイントに応じ、きらプロ手帳に市長が別に定めるスタンプを押印するものとする。

(受入者における評価)

第13条　受入者は、介護支援サポーターが介護支援サポーター活動を行ったときは、当該介護支援サポーターが行った内容を評価するものとする。

2　前項の評価は、1回につき1ポイントとし、介護支援サポーターが1日に受けることができる前項による評価は、1日当たり1回を限度とする。

3　受入者は、第1項の評価をしたときは、きらプロ手帳に署名又は押印をするものとする。

(転換交付金)

第14条　介護支援サポーターは、評価ポイントの個数に応じて転換交付金の交付を受けることができるものとする。

2　評価ポイントの転換交付金への換算は、1ポイントにつき100円とし、1年度における転換交付金は、5,000円を限度とする。

3　転換交付金の交付を受けようとする介護支援サポーターは、活動を実施した年度の翌年度で市長が指定する期間までに、申請書にきらプロ手帳を添えて市長に提出しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、評価ポイントを有する介護支援サポーターが、年度途中に本市の区域外に転出したときは、申請書にきらプロ手帳を添えて市長に申請することができる。

5　市長は、第3項及び前項の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定したときは、当該申請をした者にその旨を通知するとともに、交付の決定をしたときは、速やかに当該転換交付金を交付するものとする。

6　　市長は、第3項及び第4項の規定による申請があった時点において、介護支援サ

ポーターに本市の介護保険料に滞納がある場合は、転換交付金は交付しないものとする。

（個人情報の保護）

第15条　介護支援サポーター、受入機関等及び管理機関は、本事業を通じて知り得た個人情報について、正当な理由なく他人に漏らしていけない。事業終了後においても同様とする。

（委任）

第16条　この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。